

各種手当のご案内

児童手当・特例給付

問 子育て支援課 ☎(55)7118

▶**支給対象**／市内に住所を有し、中学校修了前(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している父母(公務員の方は、原則職場での手続きとなります。勤務先にお問い合わせください。)

▶**認定請求(申請)**／出生や転入など新たに児童手当(特例給付)の申請事由が生じた方は、認定請求が必要です。認定を受けた方は原則として、申請月の翌月分の手当から支給します。ただし、出生や転入日が月末の場合、事由発生日の翌日から15日以内に申請があれば、事由発生日の翌月から支給対象となります。

▶**申請に必要なもの**／

- ①印鑑(朱肉使用のもの)
 - ②受給者の健康保険証コピーまたは年金加入証明
 - ③受給者名義の通帳
 - ④受給者と配偶者のマイナンバー(通知)カード
 - ⑤単身赴任などで、養育している児童の住所が市内にない方は対象児童のマイナンバー(通知)カード
- ※状況により、その他申立書などが必要な場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

▶**所得制限**／

▶**支給額**／(児童1人・月額)

扶養親族等の数	所得額
0人	622.0万円
1人	660.0万円
2人	698.0万円
3人	736.0万円
4人	774.0万円
5人	812.0万円

※請求者(受給者)本人のみの所得で判定します。
 ※所得制限額は、扶養親族が1人増えるごとに38万円が加算されます。
 ※所得から一律8万円を控除します。

児童の年齢	児童手当 (所得制限未満の方)	特例給付 (所得制限以上の方)	
0歳～3歳 (3歳に到達した月まで)	15,000円	5,000円	
3歳～小学生	第1子・第2子		10,000円
	第3子以降		15,000円
中学生	10,000円		

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。
 ※児童が18歳になった後、最初の3月31日を過ぎると、児童手当制度上の児童の人数には数えません。

児童扶養手当

所得制限あり

問 子育て支援課 ☎(55)7118

18歳以下の児童(一定の障害を有する場合20歳未満)を監護・養育しているひとり親および養育者に支給されます。お子さんが18歳に到達した3月末で支給が終了します。ご自身の生活が自立していくまでの一時的な支援としてご利用ください。

※公的年金を受給している場合でも、年金受給額よりも児童扶養手当の支給額の方が多い場合に、差額を受給することができます。

▶**支給要件**／

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障害にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母から1年以上遺棄されている児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻しないで生まれた児童
- 父母とも不明である児童

▶**手当額**／

児童1人(月額)

- 全部支給 43,160円
- 一部支給 10,180円～43,150円

児童2人目加算(月額)

- 全部支給 10,190円
- 一部支給 5,100円～10,180円

児童3人目以降(月額)

- 全部支給 6,110円
- 一部支給 3,060円～6,100円

※所得に応じて支給額が異なります。

※全国消費者物価指数の変動により、支給額が変更となる場合があります。

遺児手当

所得制限あり

問 子育て支援課 ☎(55)7118

▶**支給要件**／児童扶養手当に準ずる

▶**手当額(児童1人・月額)**／

- 県遺児手当 4,350円(支給期間は5年間。ただし、4年目から2年間は半額)
- 市遺児手当 2,500円(ただし、県遺児手当受給者)

特別児童扶養手当

所得制限あり

問 子育て支援課 ☎(55)7118

身体または精神に、中度・重度の障害を有する20歳未満の児童を監護・養育している方に支給されます。

▶**手当額(児童1人・月額)**／●1級 52,500円 ●2級 34,970円

※全国消費者物価指数の変動により、支給額が変更となる場合があります。